令和5年度 第4回花巻市史編さん委員会

日 時:令和6年3月15日(金) 13時30分

場 所:花巻市博物館 講座・体験学習室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告
 - ・ 資料の収集状況について
- 4 協議
 - (1) 専門部会長の選任について
 - (2) 児童向け市史の編さんと執筆者及び監修者の選任について
 - (3) 令和6年度のスケジュール (案) について
- 5 その他
- 6 閉会

花巻市史編さん委員会 委員名簿

構成	職名	氏 名	備考
学識経験を有する者	岩手大学特命教授	佐藤 由紀男	
	東北学院大学文学部歴史学科 教授	七海 雅人	
	東海大学文学部歴史学科 准教授	兼平 賢治	
	富士大学経済学部経済学科 准教授	田中 藍子	
	佛教大学総合研究所 特別研究員	中嶋 奈津子	
識見を有する者	花巻市文化財保護審議会 会長	大原 皓二	
	近世史・郷土史研究家	阿部 茂巳	
	石鳥谷歴史民俗資料館 前館長	菊池 邦雄	
	花巻市博物館 前館長	髙橋 信雄	
その他教育長が必要 と認める者	花巻市博物館 館長	中村 良幸	

(委嘱者)	花卷市教育委員会 教育長	佐藤 勝	
-------	--------------	------	--

(庶務担当) 花巻市博物館 市史編さん室 室長 佐藤 恒

 上席主査
 小原
 伸博

 主査
 高橋
 静歩

 主査
 因幡
 敬宏

 学芸調査員
 三浦
 友季

 行政事務員
 栁原
 純也

3 報告

- ・資料の収集状況について
 - 旧4市町の市町史編さん関連資料の収集
 - ◎ 旧4市町が市史を編さんするにあたり使用した市町史の関連資料を収集している。
 - 花巻市 故熊谷章一氏(花巻市史の執筆者)所有の市史関係資料や、故嶋二郎氏(元花巻市文化財調査員)所有の資料が現在、博物館にある。今後は、花巻市行政資料室の調査を進める予定である。
 - 大迫町 大迫図書館にまとめて保管されている町史編さん資料のうち、現在6割収集するとともに、故小野義春氏(元大迫町史編纂室長)所有の町史関係資料を収集した。今後は、大迫図書館に保管されている残り4割の資料の収集を行う予定である。
 - 石鳥谷町 石鳥谷総合支所が管理する書庫に、町史編さん関連資料のほか、大 迫町・石鳥谷町・東和町の議事録(大正〜昭和期)があることを確認 した。石鳥谷図書館では、町史編さんに参考としたものと考えられる 書籍類を確認した。
 - 東和町 東和総合支所が管理する書庫に、合併前の行政資料があることを 確認した。花巻市総合文化財センターに段ボール1箱分の町史編さ ん資料があることを確認した。今後は、東和総合支所内の書庫の調査 を行う予定である。
 - ◎ 旧4市町が市町史を編さんするために使用した関連資料をリスト化している。旧4市町史の編さんで多く使用された資料は、以下の通り。
 - ・和賀稗貫郷村志〔もりおか歴史文化館蔵〕
 - ・奥南落穂集〔もりおか歴史文化館蔵(写本)〕
 - · 盛岡藩北家御次留書帳 [当館蔵]
 - 花印〔岩手県立図書館蔵〕
 - · 花巻城代日誌 〔岩手県立図書館、個人蔵〕
 - ・キリシタン関係文書「花巻きりしたん之覚」ほか〔もりおか歴史文化館蔵〕

- · 菅原隆太郎著作集〔大迫図書館蔵〕
- ・岳妙泉寺文書〔花巻市総合文化財センター蔵〕
- ・ 奥々風土記 〔岩手県立図書館蔵〕
- ・増補行程記〔もりおか歴史文化館蔵〕
- ・猿ヶ石叢書〔東和図書館蔵〕
- ・浮田陰家文書 大図日記 [個人蔵]

■ 来年度の資料収集について

- ◎ これまで通り、旧4市町の市町史編さん関連資料の収集を進める。
- ◎ 令和6年度からは、個人や公共施設等が所有する資料の収集も進める。
 - ・市の広報やHPにおいて市民へ周知し、個人宅にある資料の情報収集を行う。 文例:花巻市では、令和4年度より市史編さんに着手しています。新しい しい市史のもとになる花巻に関連する古文書や古写真、美術品など の資料を探しています。古い資料がご自宅にあるなどお心当たりや 情報があれば、市史編さん室までご連絡ください。
 - ・市民から情報が入り次第、専門部会員と事務局で資料の確認を行い、収集する。

4 協議

(1) 専門部会長の選任について

■ 専門部会長案

部会	部会長	備考
先史	熊谷 常正(盛岡大学名誉教授)	旧石器~弥生時代
古代	八木 光則(岩手大学客員教授)	奈良~平安時代
中世	七海 雅人(東北学院大学文学部歴史学科教授)	鎌倉~室町時代
近世	兼平 賢治(東海大学文学部准教授)	安土桃山~江戸時代
近代	上白石 実(盛岡大学文学部教授)	明治~戦後
現代	漆戸 宏宣(富士大学経済学部講師)	戦後復興~平成
自然	苗村 康輔 (岩手大学教育学部准教授)	地質・鉱物、動植物、 自然災害など
民俗	中嶋 奈津子(佛教大学特別研究員)	郷土芸能、地域の伝承や民具など
美術工芸	時田 里志 (元岩手県立博物館学芸員)	絵画、工芸品など

■ 専門部会員

◎ 部会長の決定後、部会長と協議しながら部会員を選定する。

<他市の例>

- ・事務局が部会長を選定し、部会長の推薦で部会員を選任した。(北上市、遠野市)
- ・事務局が部会長及び部会員を選定した。(盛岡市)
- ◎ 部会員の人数は4~7名程度

(2) 児童向け市史の編さんと執筆者及び監修者の選任について

■ 編さんの流れ

事務局が児童向け市史の執筆要領、参考資料を準備し、それを基に執筆者が執筆する。

〈参考資料〉

- ・合併前の4市町が刊行した自治体史
- ・4市町の自治体史の刊行後に行われた調査研究による成果
- ・市が発行した刊行物(広報誌や文化財関連出版物など)
- 市内外の郷土史研究団体の刊行物

■ 発行スケジュール

・令和5年度 執筆要領の作成

・令和6年度 執筆者・監修者の選定、決定

執筆者会議の開催

執筆開始

· 令和7年度 原稿完成

原稿の校正・編集作業

・令和8年度 市史編さん委員会の確認・承認

印刷業者へ入稿

校正、印刷、製本、発行

■ 執筆要領 別紙を参照

■ 執筆者案、監修者案

執筆者

- · 酒井 宗孝(教育委員会文化財課文化財専門官)
- · 室野 秀文(教育委員会文化財課文化財専門官)
- · 小田嶋 千夏(教育委員会文化財課学芸員)
- ・小原 ひとみ (教育委員会学校教育課指導係長)
- · 千葉 邦彦 (教育委員会学校教育課指導主事)
- ・横島 正紀 (元岩手日日新聞記者)

- ・今野 充雅 (元小学校長、社会科担当)
- ·大森 松司 (郷土史研究家)
- ・高橋 静歩 (花巻市博物館学芸員)
- ・小田島 智恵(花巻市博物館学芸員)
- · 松橋 香澄 (花巻市博物館学芸員)
- ・因幡 敬宏(花巻市博物館市史編さん室) ほか、花巻市校長会からの推薦を予定している。

監修者

- · 佐藤 由紀男 (岩手大学特命教授)
- ・髙橋 信雄(花巻市史編さん委員会委員長、花巻市博物館前館長)

(3) 令和6年度のスケジュール (案) について



(別紙)

児童向け市史執筆要領(案)

令和6年 月 日作成

1 趣旨

この要領は、児童向け市史の執筆について必要な事項を定めるものである。

2 文章表記

- (1) 児童向けの市史のため、難しい言い回しや専門用語はなるべく避け、易しい文章になるよう心がける。
- (2) 記述にあたっては、日本及び世界の大きな歴史の流れの中で、花巻の歴史を位置づけるような書き方を心がける。
- 3 図版類(図・表・イラスト・写真など)の掲載
 - (1) 図版類を多く使用し、読者が理解しやすいようにする。
 - (2) 図版ごとに通し番号をつけ、それぞれにタイトル、説明および出典をつける。本文原稿の欄外に挿入箇所を明記する。

4 協力機関・協力者の表記

- (1) 協力機関及び協力者については、巻末に一覧を掲載する。
- (2) 協力機関及び協力者がある場合は、本文中に謝辞等を記載せず、機関名・氏名の一覧を市史編さん室に提出する。

5 資料利用に係る手続き

- (1) 執筆者は、既存の出版公表物から図版類を転載する場合は、該当箇所を特定する 資料を市史編さん室に提出するものとする。
- (2) 市史編さん室は、提出された資料の内容に基づき、転載に係る著作者及び著作権者の許諾を得るものとする。
- (3) 執筆者は、個人又は団体が所蔵する資料を掲載する場合は、当該資料を特定する 資料を市史編さん室に提出するものとする。
- (4) 市史編さん室は、提出された資料の内容に基づき、所蔵者へ掲載に係る許諾を得るものとする。

6 原稿の提出

- (1) 執筆者は締切日までに、パソコンで入力した原稿及び使用した図版類のデータと それらをプリントアウトしたものを事務局に提出する。
- (2) データについては、CD等のメディアに保存する。メディア及びプリントアウト

した原稿には、編集項目、編集者名を記入する。

- (3) 図版類のうちデータ化が難しいものは、市史編さん室でデータ化する。
- (4) 転載資料がある場合は、第5項に規定する必要書類をあわせて提出するものとする。

7 原稿の編集・校正

- (1) 原稿の提出後は、監修者、執筆者及び市史編さん室による編集作業を行う。
- (2) 監修者は、全体の統一性を考慮し、原稿内容の確認及び推敲を行う。ただし、原 稿管理その他編集に必要となる業務は市史編さん室が行う。
- (3) 前号の過程において、必要に応じて執筆者に原稿の修正を依頼するものとする。
- (4) 原則として校正は、監修者、執筆者及び市史編さん室が行う。

8 その他

内容、構成、表記等の統一化の目安を図るために必要となる事項など、この要領に定め のない事項については、別に定めるものとする。

令和4年10月6日教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 市史の編さんに関し、必要な事項を協議するため、花巻市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 市史編さんの基本方針の策定に関すること。
 - (2) 市史編さんの編集方針に関すること。
 - (3) その他市史編さんの推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱 する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 識見を有する者
 - (3) その他教育長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する 委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、 意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会花巻市博物館市史編さん室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議 に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。